



三重県公報

平成31年1月25日(金)

第 3077 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
38	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	2
39	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
40	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(漁 業 環 境 課)	2
41	小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可をする漁業種類ごとの船舶の隻数の最高限度及び申請期間	(同)	3
42	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	3
43	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	4
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	5

告 示

三重県告示第 38 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 31 年 1 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
ジップドラッグ亀 山薬局	株式会社ココカラ ファインヘルスケ ア	居宅療養管理 指導	名称	ココカラファイ ン薬局亀山店	ジップドラッグ 亀山薬局	平成 30 年 12 月 1 日
ジップドラッグ亀 山薬局	株式会社ココカラ ファインヘルスケ ア	介護予防居宅 療養管理指導	名称	ココカラファイ ン薬局亀山店	ジップドラッグ 亀山薬局	平成 30 年 12 月 1 日
介護支援センター ひまわり居宅介護 支援事業所	介護支援センター ひまわり有限会社	居宅介護支援	所在地 名称	松 阪 市 久 保 町 1855-1654 ひまわり居宅介 護支援事業所	松 阪 市 大 黒 田 町 1646-1 介護支援センタ ーひまわり居宅 介護支援事業所	平成 30 年 11 月 1 日
ひまわりデイサー ビス	介護支援センター ひまわり有限会社	通所介護	所在地	松 阪 市 久 保 町 1855-1654	松 阪 市 大 黒 田 町 1646-1	平成 30 年 11 月 1 日

三重県告示第 39 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 31 年 1 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
ジップドラッグ亀 山薬局	株式会社ココカラ ファインヘルスケ ア	居宅療養管理 指導	名称	ココカラファイ ン薬局亀山店	ジップドラッグ 亀山薬局	平成 30 年 12 月 1 日
ジップドラッグ亀 山薬局	株式会社ココカラ ファインヘルスケ ア	介護予防居宅 療養管理指導	名称	ココカラファイ ン薬局亀山店	ジップドラッグ 亀山薬局	平成 30 年 12 月 1 日
介護支援センター ひまわり居宅介護 支援事業所	介護支援センター ひまわり有限会社	居宅介護支援	所在地 名称	松 阪 市 久 保 町 1855-1654 ひまわり居宅介 護支援事業所	松 阪 市 大 黒 田 町 1646-1 介護支援センタ ーひまわり居宅 介護支援事業所	平成 30 年 11 月 1 日
ひまわりデイサー ビス	介護支援センター ひまわり有限会社	通所介護	所在地	松 阪 市 久 保 町 1855-1654	松 阪 市 大 黒 田 町 1646-1	平成 30 年 11 月 1 日

三重県告示第 40 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 31 年 1 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
-----	-----

引本区域 (三重外湾漁業協同組合のうち引本の地区)	いわし定置漁業及びその他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。）
------------------------------	--

三重県告示第 41 号

三重県漁業調整規則（昭和 41 年三重県規則第 21 号）第 9 条第 2 項（第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 26 条第 3 項の規定に基づく小型機船及びき網漁業の許可又は起業の認可をする漁業種類ごとの船舶の隻数の最高限度及び申請期間は、次のとおりとします。

平成 31 年 1 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 漁業種類ごとの船舶の隻数の最高限度

- (1) 手繰第 1 種漁業（たたき網漁業） 145 隻
- (2) 手繰第 2 種漁業（備前網漁業及びえびびき網漁業） 242 隻
- (3) その他の小型機船及びき網漁業（まめ板網漁業） 333 隻

2 申請期間

平成 31 年 2 月 1 日から同月 15 日まで

三重県告示第 42 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 1 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯南三瀬谷停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯南町向粥見字奥山 2391 番 1 地先 から 松阪市飯南町向粥見字奥山 2393 番 1 地先 まで	旧新	11.05～19.50	36.90
	新	5.60～8.84	41.00

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南島紀勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町大字崎字三十郎 3053 番 1 地先内	旧	5.90～6.00	18.54
	新	5.90～8.84	18.54

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横輪南勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町伊勢路字梅ノ木谷 3534 番 2 地先内	旧	7.50～8.50	77.20
	新	8.80～10.00	77.20

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 打見大台線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町神原字宝録岩丁子谷 651 番 4 地先内	旧	6.81～11.22	23.00

	新	12.64～27.63	23.00
--	---	-------------	-------

第5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 167号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市磯部町五知字山本 45 番 6 地先 から 志摩市磯部町五知字山本 45 番 7 地先 まで	旧	24.70～28.70	21.44
	新	27.60～29.20	21.44

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須賀利港相賀停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町相賀字金苔 102 番 27 地先 から 北牟婁郡紀北町相賀字江崎 1995 番地先 まで	旧新	7.40～13.80	253.00
	新	7.40～65.00	260.00

第7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市新鹿町字湊 1205 番地先 から 熊野市新鹿町字橋間 1662 番 2 地先 まで	旧新	7.20～21.60	179.30
	新	8.20～24.20	147.90

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 熊野矢ノ川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市神川町花知字小代 300 番地先内	旧	6.40～9.00	67.40
	新	9.00～48.50	67.40

三重県告示第 43 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 1 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 上稲葉羽野線	津市稲葉町字稲初垣内 861 番地先 から 津市稲葉町字稲初垣内 900 番 1 地先 まで	平成 31 年 1 月 28 日
県道 老ヶ野古田青山線	津市美杉町八知字廣瀬上山 4983 番 4 地先内	平成 31 年 1 月 25 日
県道 老ヶ野古田青山線	津市美杉町八知字佐田 5643 番 66 地先内	平成 31 年 1 月 25 日
県道 飯南三瀬谷停車場線	松阪市飯南町向粥見字奥山 2391 番 1 地先 から 松阪市飯南町向粥見字奥山 2393 番 1 地先 まで	平成 31 年 1 月 25 日
県道 松阪青山線	伊賀市霧生字樋の口 2243 番 21 地先 から 伊賀市霧生字樋の口 2243 番 19 地先 まで	平成 31 年 1 月 25 日
県道 鶴殿熊野線	南牟婁郡紀宝町神内字和田前 424 番地先 から 南牟婁郡紀宝町神内字下モ鼻 485 番 2 地先 まで	平成 31 年 1 月 25 日

県道 熊野矢ノ川線	熊野市神川町花知字小代 300 番地先内	平成 31 年 1 月 25 日
--------------	----------------------	------------------

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

平成 31 年 1 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成 31 年 1 月 14 日から同年 3 月 15 日まで
- 3 作業地域
桑名市大字桑名、同市長島町西川、同市長島町松之木及び同市多度町香取

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
